【規程番号　行法Ⅸ－003】

行吉学園出版助成費規程

（目　的）

第１条　この規程は、行吉学園（以下「学園」という。）の専任教員の学術研究成果の刊行に交付する助成費（以下「出版助成費」という。）に関し必要な事項を定め、もって学園の学術振興に資するとともに教育の充実に寄与することを目的とする。

（交付額）

第２条　出版助成費は出版総経費の２分の１又は、自己負担額の何れか少ない額を１点 100 万円を最高に年間３件以内とする。

（交付対象外）

第３条　助成対象外となるのは次の通りである

(1) 大学、研究所等がその事業として刊行すべきもの

(2) 出版社の企画によって刊行されるもの

(3) 既に学術誌に発表された論文を単に集めたもの

(4) 交付決定までに刊行されたもの

(5) 解説書、教科書、入門書、雑誌、統計資料集、定期刊行物及びこれらに類するもの

(6) 著者の営利を目的とするもの

(7) 文部省科研費、私学福祉会等の団体に助成を申請しているもの

(8) 学園の専任教員以外の共著者を有する等、出版助成費の対象者や配分が不明確なもの

（交付申請）

第４条　出版助成費交付の申請をしようとする者は、別紙様式第１に定める出版助成費交付申請書に出版経費見積書及び出版社との契約書を添え、出版しようとする前年度の指定期日までに、学部長又は短期大学部長を通じて学長に提出するものとする。

学長が必要と認めた場合は、出版助成費交付の申請をしようとする者に原稿を提出させることがある。

（交付対象経費の範囲）

第５条　出版助成の対象となる経費は、直接出版費（製版代、組版代、印刷代、用紙代及び製本代）とし、附帯経費（通信費、会合費、広告費、販売手数料及び校正料等）は対象としない。

（刊行時期）

第６条　出版助成費の交付を受けた者は、その年度内に出版物を刊行しなければならない。

２　出版物の刊行に際しては、出版物に本規程の助成によることを明記しなければならない。

（出版計画の変更）

第７条　出版助成費の交付を受けた者が、疾病その他やむを得ない事由により計画を変更したい場合は、学部長又は短期大学部長を通じて学長に願い出て許可を受けなければならない。

（出版報告書の提出）

第８条　出版助成費の交付を受けた者は、刊行後１か月以内に別紙様式第２に定める出版報告書に出版物を添え、学部長又は短期大学部長を通じて学長に提出しなければならない。

（実施規程）

第９条　この規程の変更は理事長が理事会の議を経て行い、施行に必要な事項は学長が定める。

附　則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第１

年度出版助成費交付申請書

年　　月　　日

学　長　　殿

所属

職名

氏名　　印

下記のとおり研究成果を刊行したいので、出版助成費を交付して下さるよう申請します。

研究成果を刊行したい理由				
解　　題				
書　　名				
出　版　社　名				
出版予定年月日				
出　版　経　費				
直接出版費	製版代	円、	組版代	円、
	印刷代	円、	用紙代	円、
	製本代	円、		
附　帯　経　費	通信費	円、	会合費	円、
	広告費	円、	販売手数料	円、
	校正料	円、		

別紙様式第２

年度出版報告書

年　　月　　日

学　長　　殿

所属
職名
氏名　　印

下記のとおり研究成果を刊行したので、出版報告書を提出します。

研究成果刊行の概要	
書　　名	
出　版　社　名	
出版予定年月日	
出　版　経　費	合　計　　円
直接出版費	製版代　　円、組版代　　円、 印刷代　　円、用紙代　　円、 製本代　　円、
附　帯　経　費	通信費　　円、会合費　　円、 広告費　　円、販売手数料　　円、 校正料　　円、